

中小企業新事業活動促進法案を国会提出

分かりやすい施策体系実現のため3法を整理統合

- 中小企業庁 -

中小企業庁は2月4日付けで、利用者にとって分かりやすい施策体系の実現をするために、①中小企業経営革新支援法、②中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法（今年4月廃止）、③新事業創出促進法の3法を整理統合した中小企業新事業活動促進法の法律案を国会提出した。これは、昨今の経済社会環境の変化を踏まえた施策体系の骨太化を図り、中小企業の新たな事業活動の促進を柱とした新法を制定するためのもの。法律案の概要は次のとおり。

法律案の概要

新法においては、中小企業の新たな事業活動を促進するため、①創業、②経営革新、③新連携の取組を支援するとともに、④これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境基盤の充実を図るために、所要の措置を講じる。

①創業の促進

これから事業を開始しようとする個人や創業5年以内の事業者などについて、中小企業信用保険や中小企業投資育成株式会社法の特例を通じて、その資金調達を支援する。また、エンジェル税制によって個人投資家からベンチャー企業への

リスクマネーの供給を円滑化する。さらに、資本金1円から会社設立を可能とする商法の最低資本金規制の特例を引き続き措置するなど、経済活力の源泉である創業を幅広く支援する。

②経営革新の促進

中小企業が新たな事業活動を行うビジネスプランを策定し、その経営の向上を図る経営革新への取組を支援する。

具体的には、中小企業信用保険や中小企業投資育成株式会社法の特例により経営革新に取り組む事業者の資金調達を支援する。また、経営革新に必要な設備投資について所要の税制措置を講じるな

ど、付加価値を創出する経営革新を幅広く支援する。

③新連携の促進

中小企業が他の中小企業、中堅・大企業、大学・研究機関、NPO等と連携し、それぞれの有する「強み」を相互に持ち寄って高付加価値の製品・サービスを創出する新たな事業（新連携）を支援する。

具体的には、中小企業信用保険や中小企業投資育成株式会社法の特例により、連携に参加する中小企業の資金調達を支援する。また、設備投資減税を措置するなど、経営資源の限られる中小企業が目指すべきビジネスモデルの一つである新連携を幅広く支援する。

実施にあたっては各地域に「新連携支援地域戦略会議（仮称）」を立ち上げ、新連携を行う事業者に対して市場化までの一貫した支援を行い、地域中小企業の活性化をはかる。

④新たな事業活動の促進のための基盤整備

中小企業が国等の研究開発補助金により開発した新技術を利用して行う事業活動に対する支援や、地域における新事業支援体制の構築（事業者に対して各種支援措置やアドバイス等を効果的・効率的に提供するワンストップサービスの実現）など、中小企業の新たな事業活動を促進するための基盤整備を充実する。